

一般社団法人香川県サッカー協会 基本規定

第1章 総 則

第1条（目的）

本規定は、一般社団法人香川県サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第42条の規定に基づき、本協会の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条（遵守義務）

本協会に加盟登録したすべての団体およびその役員、監督、コーチ、その他の関係者ならびに登録選手は、本規定およびこれに付随する諸規定を遵守する義務を負う。

第2章 会 員

第3条（正会員）

香川県内において公益財団法人日本サッカー協会の定めるところに従い公益財団法人日本サッカー協会に加盟登録した団体（以下「チーム」という）で、かつ本協会所定の入会手続きを経たチームが、定款第5条（1）に定めた正会員の団体となる。

第4条（入会金及び会費）

本協会の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 賛助会員 10,000円

2. 本協会の会費（年額）は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 5,000円
- (2) 賛助会員 個人 1口 5,000円
団体 1口 10,000円

第5条（加盟チーム）

正会員となった加盟チームの種別は、次のとおりとする。

(1) サッカー

① 第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム。

② 第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム。

ただし高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③ 第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム。

ただし中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④ 第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム。

ただし小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

⑤ 女子

女子の選手により構成されるチーム。

⑥ シニア

40歳以上の選手により構成されるチーム。

(2) フットサル

① フットサル第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム。

② フットサル第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム。

ただし高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③ フットサル第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム。

ただし中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④ フットサル第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム。

ただし小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

2. 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日（3月31日）現在の年齢とする。

第6条（加盟登録費）

本協会の正会員となったチームおよびそのチームに所属する個人の登録料は次のとおりとする。

種別	日本協会	監督登録料	四国協会	香川県協会	チーム合計	日本協会個人登録料	香川県協会個人登録料	委員会活動費分担金
第1種	1チーム 12,000	2,000	1チーム 2,200	1チーム 19,800	1チーム 36,000 (34,000)	1人 2,000	1人 1,000	1チーム 10,000
第2種	1チーム 7,500	2,000	1チーム 1,200	1チーム 14,800	1チーム 25,500 (23,500)	1人 1,000	1人 800	
第3種	1チーム 7,500	2,000	1チーム 700	1チーム 14,800	1チーム 25,000 (23,000)	1人 700	1人 800	
第4種	1チーム 7,500	2,000	1チーム 700	1チーム 14,800	1チーム 25,000 (23,000)	1人 0	1人 800	1チーム 10,000
女子	1種 12,000	2,000	1チーム 2,200	1チーム 7,500	1チーム 23,700 (21,700)	18歳以上 1人 2,000 15歳以上18歳未満又は 高等学校在学中 1人 1,000 12歳以上15歳未満又は 中学校在学中 1人 700	1人 500	
	2種 7,500	2,000	1チーム 1,200	1チーム 7,500	1チーム 18,200 (16,200)			
	3種 7,500	2,000	1チーム 700	1チーム 7,500	1チーム 17,700 (15,700)			
シニア	1チーム 12,000	2,000	1チーム 2,200	1チーム 19,800	1チーム 36,000 (34,000)	1人 1,500	1人 1,500	
フットサル		日本協会	監督登録料	四国協会	香川県協会(チーム)	日本フットサル連盟(チーム)	日本協会(選手)	日本フットサル連盟(選手)
	1種 8,000	2,000	1チーム 2,200	1チーム 5,000	1チーム 2,000	1人 1,000	1人 2,000	1人 500 非競技志向 0
	2種 7,000	2,000	1チーム 1,200	1チーム 5,000	1チーム 2,000	1人 700	0	1人 500
	3種 7,000	2,000	1チーム 700	1チーム 5,000	1チーム 2,000	1人 500	0	1人 500
	4種 7,000	2,000	1チーム 700	1チーム 5,000	1チーム 2,000	1人 0	0	1人 500

※「チーム合計欄」の（ ）書きは、監督登録料免除の場合

※日本協会登録料には機関誌購読料（5,000円）を含む

第7条（委員会活動費分担金）

加盟チームの種別の分担金は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 第1種 1チームにつき | 10,000円 |
| (2) 第4種 1チームにつき | 10,000円 |

第8条（加盟チームの権利及び義務）

加盟チームは次の事項に関する権利を持つ。

- (1) 本協会の組織単位としてその施策に関与すること。
- (2) 本協会、公益財団法人日本サッカー協会および一般社団法人四国サッカー協会が主催する競技会に参加すること。

2. 加盟チームは次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協会が定める登録料および分担金を、種別毎に定める期日までに納付すること。
- (2) 公益財団法人日本サッカー協会および本協会が定めるところにより、選手氏名、審判員その他の所要事項を登録すること。
- (3) 加盟チームは、所属選手が本協会により代表チームまたは選抜チームの一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。
ただし、当該選手が傷害または疾病のために応ずることができない場合は、その理由について文書をもって本協会に提出し、本協会の承諾を得なければならない。

第3章 役 員

第9条（役員）

本協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 30名以内（うち、会長1名、並びに副会長、専務理事及び常務理事それぞれ若干名）
- (2) 監事 2名以内

第10条（種別を代表する理事）

前条の理事には、各種別を代表する者7名（第5条に定める種別ごとに各1名とする）が含まれていなければならない。

第11条（役員の任期および定年制）

この法人の理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 この法人の監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、その辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 役員は、その就任時に、会長および副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。

第12条（参与の任期および定年制）

この法人の参与の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、最大で3任期6年までとする。

- 2 参与はその就任時に満75歳未満でなければならない。
- 3 名誉会長はその委任時に満80歳未満、顧問はその就任時に満75歳未満でなければならない。

第4章 組織

第1節 総会

第13条(総会の種別)

本協会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

第14条(総会の構成・権能)

総会はすべての正会員をもって構成する。総会における議決権は、各議案につき、正会員1名が1個を有する。

2. 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 本協会の定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又は本協会の定款で定められた事項

第15条(総会の開催、招集、議長定足数、および議事録)

定時総会は毎年度1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は必要がある場合に開催する。

3. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4. 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

5. 会長は、第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

6. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審査事項を記載した書面をもって、少なくとも総会を開催する7日前までに通知しなければならない。

7. 総会の議長は、会長とする。

8. 総会の決議は、法令又は本協会の定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

9. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

10. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第8項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第9条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

11. 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、代理人となる正会員は、代理権を証明する書類を本協会に提出しなければならない。

12. 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

13. 前項の議事録には、議長及び出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印をしなければならない。

第2節 理事会および常務理事会

第16条 (理事会の構成・機能)

本協会には理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

2. 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 本協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解任

第17条 (常務理事会の構成・機能)

常務理事会は会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

- 2. 常務理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。
- 3. 常務理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 4. 常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5. 常務理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。なお、議事及び議事録の作成については、本協会の定款の理事会に関する規定を準用する。
- 6. 出席した会長（会長が出席しなかったときは出席した理事）は、前項の議事録に記名押印する。

第3節 種別委員会

第18条 (設置)

本協会は、サッカーの普及発展を図り、競技会を円滑に運営するため、第5条で定められた各種別を構成するチームをもって種別委員会を設置する。

- 2. 種別委員会は規約をそれぞれ別に定め、理事会の承認を得る。
- 3. 種別委員会の経費は、補助金、分担金、事業に伴う収入その他で支弁する。

第19条 (所管事項)

種別委員会は、当該種別に係る次の事項を所管する。

- (1) 加盟チームの登録に関する事項
- (2) 大会および試合の監理に関する事項
- (3) 大会および試合の企画に関する事項
- (4) その他種別に関する事項

第20条 (種別委員会)

種別委員会は次のとおりとする。

- (1) 第1種委員会
- (2) 第2種委員会
- (3) 第3種委員会
- (4) 第4種委員会
- (5) 女子委員会
- (6) シニア委員会
- (7) フットサル委員会

第21条（キッズ委員会）

前条の種別委員会に準じて、キッズ委員会を設置する。

第4節 専門委員会

第22条（設置）

本協会事業遂行のため専門委員会を設置する。

2. 専門委員会の規約は、それぞれ別に定めることができ、理事会の承認を得る。
3. 専門委員会の経費は、補助金、交付金、事業に伴う収入その他で支弁する。

第23条（専門委員会）

専門委員会は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技会委員会
- (3) 規律裁判委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 技術委員会
- (6) 医学委員会
- (7) 郡市委員会
- (8) 事業委員会
- (9) 広報委員会
- (10) インクルーシブ委員会

第24条（専門委員会の組織）

各専門委員会は、それぞれ委員長および若干名の委員をもって構成する。

2. 各専門委員会の委員長および委員は、本協会役員、郡市サッカー協会役員のほか本協会事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第25条（委員の任期）

各委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任されることができる。

2. 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまではなおその職務を行わなければならぬ。

第26条（招集、議長）

各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

2. 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし緊急の必要があるときはこの限りでない。

第27条（所管事項）

各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

2. 各専門委員会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
 - ① 総務、企画、栄典に関する事項
 - ② 理事会資料の作成に関する事項
 - ③ 他の委員会に属さない事項
- (2) 競技会委員会
 - ① 各種大会に関する事項

- ② 各種大会の日程、会場整理に関する事項
 - ③ 競技会の施設関係の指導
 - ④ 施設に関する情報の収集
- (3) 規律裁定委員会
- ① 全ての違反行為に対する調査と処罰案の決定
 - ② フェアープレーに関する事項
- (4) 審判委員会
- ① 競技規則の解釈、適用に関する事項
 - ② 審判員の養成に関する事項
 - ③ 審判員の登録および管理に関する事項
 - ④ 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
 - ⑤ 審判インストラクター、インスペクターに関する事項
 - ⑥ 審判員の賞罰に関する事項
 - ⑦ その他審判に関する事項
- (5) 技術委員会
- ① 香川県を代表するチームの監督候補者の推举
 - ② 香川県を代表するチームの編成案の作成
 - ③ 香川県を代表するチームの強化
 - ④ その他香川県を代表するチームに関する事項
 - ⑤ 年齢層別の選手の育成、強化に関する事項
 - ⑥ 強化方針に基づく技術指導に関する事項
 - ⑦ 指導者の養成に関する事項
 - ⑧ 認定指導者の登録および管理に関する事項
 - ⑨ その他技術指導に関する事項
- (6) 医学委員会
- ① すべての医事、生理機能および健康に関する事項
 - ② 指導者に対するサッカー競技者への体力調整、軽傷の応急手当、その他の医事教育に関する事項
 - ③ 衛生学（ドーピング）に関する事項
 - ④ 本協会が主催または主管する試合および大会における医事管理に関する事項
- (7) 郡市委員会
- ① 香川県内の各地域におけるサッカー競技の普及および振興に関する事項
 - ② 本協会と都市協会の連絡調整に関する事項
 - ③ その他都市協会に関する事項
- (8) 事業委員会
- ① 各種事業の企画、立案に関する事項
 - ② 各種事業に関する契約の検討に関する事項
 - ③ 各種事業の実施に関する事項
- (9) 広報委員会
- ① 広報活動の企画、立案、実施に関する事項
 - ② マスメディアによる報道および取材に関する事項
 - ③ その他広報取組に関する事項
- (10) インクルーシブ委員会
- ① 障がい者サッカーに関する事項

- ② 障がい者と健常者の相互理解を深める施策
- ③ ウォーキングサッカーに関する事項
- ④ その他老若男女・障がい・サッカー経験・国籍などに関係なくサッカーを楽しむ企画、立案、実施に関する事項

第28条 (委員会の権限)

各専門委員会の委員長は次の権限を有する。

- (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告または意見陳述を行うこと。
- (2) 緊急を要するため専門委員会には付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること。

2. 委員長は前項(2)号の規定に基づき決定を行ったときは、その決定事項を次の専門委員会に報告し、その承認を得るものとする。

第29条 (事務局との連携)

各専門委員会は事業の実施に関し、あらかじめ本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らねばならない。

2. 各専門委員会は、その活動、事業開催に伴う収入および支出についての経理担当者を定めて、これを取り扱うものとし諸活動、事業終了後計算書を作成し、本協会事務局へ報告しなければならない。

第5節 特別委員会

第30条 (特別委員会)

本協会の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、特別委員会を置くことができる。

2. 特別委員会の組織については、前条の規定を準用する。この場合において、前条中「専門委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替えるものとする。

第6節 事務局

第31条 (総則)

本協会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2. 事務局に事務局長及び職員を置く。
- 3. 事務局長及び職員は会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4. 職員は有給とする。
- 5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第32条 (業務)

事務局の業務は、次のとおりとする。

- (1) 文書の受信、発信に関する事務
- (2) 理事会及び総会の資料作成、準備に関する事務
- (3) 議事録の作成に関する事務
- (4) 各関係機関への提出書類作成に関する事務
- (5) 経理に関する事務
- (6) 登録に関する事務
- (7) 広報に関する事務
- (8) 事業に関する事務
- (9) その他本協会の活動に伴う庶務全般

第33条（内規）

事務局に関する内規は別に定める。

第5章 加盟団体

第1節 総 則

第34条(定義)

本協会は、サッカー競技の普及および発展を図るため、加盟団体を置くことができる。

2. 加盟団体は、本協会が定めた賛助会員となる。

第2節 郡市サッカー協会

第35条(統括)

加盟した各都市協会は、本協会の統括をうける。ただし本協会は、各サッカー協会活動を規制するものではない。

第36条（権利）

加盟した各都市サッカー協会は、第23条（7）及び第27条（7）に定めた郡市委員会に1名の参加ができる。

2. 本協会が主催する事業の主管ができる。

第6章 審 判

第37条（審判員の登録）

サッカー・フットサル審判員及びインストラクターの各級登録料は、以下のとおりとする。

	日本協会	四国協会	香川県協会	登録費合計
サッカー1級	20,000	2,000	1,000	23,000
サッカー女子1級	12,000	2,000	1,000	15,000
サッカー2級	5,000	2,000	1,000	8,000
サッカー3級	3,000	500	1,000	4,500
サッカー3級（ユース）	1,000	100		1,100
サッカー4級	2,500	500	800	3,800
サッカー4級（ユース）	500	100		600
フットサル1級	12,000	2,000	1,000	15,000
フットサル2級	5,000	2,000	1,000	8,000
フットサル3級	3,000	500	1,000	4,500
フットサル3級（ユース）	1,000	100		1,100
フットサル4級	2,500	500	800	3,800
フットサル4級（ユース）	500	100		600
サッカーアイントラクターS級	20,000	3,000	1,000	24,000
サッカーアイントラクター1級	10,000	3,000	1,000	14,000
サッカーアイントラクター2級	4,000	3,000	1,000	8,000
サッカーアイントラクター3級	2,000	1,500	1,000	4,500
フットサルインストラクター1級	10,000	3,000	1,000	14,000

フットサルインストラクター2級	4,000	3,000	1,000	8,000
フットサルインストラクター3級	2,000	1,500	1,000	4,500

第38条（資格の更新）

各級審判員及びインストラクターは、毎年所定の更新講習会を受講し、その資格を更新することができる。

第7章 表彰

第39条（表彰）

本協会は、香川県サッカーの発展に寄与、貢献した個人または団体に対し、敬意および謝意を表することを目的として表彰を行う。

第40条（表彰事由）

- (1) 役員等として永年協会の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著に貢献したとき
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) 加盟チームが全国大会においてベスト8位以上の成績をおさめたとき
- (5) 選手が日本代表あるいは日本代表候補になったとき

第41条（表彰の方法）

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

第42条（表彰者の決定）

表彰者の決定は、理事会において行う。

第43条（表彰の時期）

表彰の時期および場所は、会長が決定する。

第8章 懲罰

第1節 総則

第44条（違反行為の処罰）

本協会は、本協会に加盟する団体（加盟チーム、郡市サッカー協会）または個人（選手、監督、コーチ、役員その他関係者を含む）が、次に各号のいずれかに該当したときは、本章の定めるところにより、罰則を科すことができる。

- (1) 本規定または本規定に付随する諸規定に違反したとき
- (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会（または本協会に加盟する団体または個人）の名誉または信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 本協会（または本協会に加盟する団体）の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第45条（罰則の種類）

- (1) 警告
- (2) 講責
- (3) 罰金
- (4) 一定数の公式試合の出場資格の停止

- (5) 一定期間の公式試合の出場資格の停止
- (6) 無期限の公式試合の出場資格の停止
- (7) 公的職務の一時的または永久的停止
- (8) 除名

第46条（規律裁判委員会の審議）

前2条による罰則の決定および適用は、「規律裁判委員会」の審議を経て、理事会が決定する。

第2節 懲罰基準

第47条（競技会における違反行為）

香川県内で実施される公式競技会における加盟チーム、加盟チームの役員および選手の違反行為に対しては、公益財団法人日本サッカー協会懲罰規定で定めた懲罰基準をもって罰則を適用する。

第48条（その他の違反行為）

加盟チームおよびその役員等の違反行為に関する罰則の適用は前条と同じとする。

第9章 改 正

第49条（改正）

本規定の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第10章 附 則

第50条（役員の定年の設定）

第11条第5項の役員の定年に関する定めは、2018年に開催する定時総会において選任される役員からこれを施行する。

第51条（施行）

- 本規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 本規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 本規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 本規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 本規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 本規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 本規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 本規定は、2020年10月1日から施行する。
- 本規定は、2022年4月1日から施行する。
- 本規定は、2022年6月19日から施行する。
- 本規定は、2022年9月27日から施行する。